

平成26年度

京都市予算編成に対する要望書



平成25年11月

公明党京都市会議員団

平成25年11月28日

京都市長
門川大作様

公明党京都市議員団
団長 谷口弘昌

平成26年度予算編成に対する要望

世界経済は、国際関係に変化を与えながら再び成長へと循環を見せ始め、日本においても長引くデフレ不況を克服するために、金融緩和・財政支出・成長戦略の積極的かつ多角的な経済対策が展開される中で日本経済再生の兆しが見え始めました。

本市においては、「京都経済の再生と雇用の創出」、「福祉、医療、子育て支援、教育の充実」「防災老朽化対策の着実な推進」「京都ならではの品格と魅力を高める文化芸術の振興」を最重点政策として取り組まれているところです。

その点を踏まえ、今後、国の経済対策と連動しながら、喫緊の課題である豪雨災害等への迅速な対応、直下型地震や南海トラフ巨大地震などの安心・安全の整備を急ぎつつ、地域雇用の確保と少子高齢社会対策を中心に施策を展開されていますが、より一層の強い取り組みが必要とされています。

公明党市議員団は、市民の生命を守り、福祉の向上をめざし、すべての市民が安心、安全と景気回復を実感できる京都市政の発展に寄与するために、平成26年度京都市予算編成にあたり、全209項目（重点項目として59項目）を要望として提出します。

特に、市民の命を守るため、台風18号を教訓に、地震災害とともに豪雨災害も含めた防災対策を着実に推進するとともに、未来の京都のまちづくりに資する都市基盤の整備や環境対策等の事業を着実に推進されることを強く求めます。

あわせて、京都経済の再生と雇用の創出についても、市民の皆様に実感していただける取り組みを強化するとともに、国の社会保障制度改革に対応し、福祉の向上、特に「社会的弱者」といわれる高齢者、子ども、女性等に対する支援の充実を望むものです。

市長におかれましては、厳しい財政状況の中、市民の安心、安全と生活向上のため、この予算要望について強力なリーダーシップを発揮され、26年度予算に反映されることを要望します。

重点要望項目（59項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（4項目）	2
◎行政運営・財政改革	（9項目）	2
◎産業・観光	（5項目）	3
◎環境・エネルギー	（5項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（5項目）	4
◎福祉・子育て・教育	（15項目）	5
◎まちづくり	（8項目）	7
◎交通・水道	（8項目）	8

局別要望項目（209項目）

○環境政策局	（18項目）	12
○行財政局	（18項目）	15
○総合企画局	（14項目）	17
○文化市民局	（27項目）	19
○産業観光局	（16項目）	23
○保健福祉局	（31項目）	25
○都市計画局	（18項目）	29
○建設局	（14項目）	32
○消防局	（11項目）	34
○交通局	（10項目）	36
○上下水道局	（12項目）	38
○教育委員会	（20項目）	40

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 台風 18 号による大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。特に災害時の情報リテラシーについて対策を充実すること。また、全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。
2. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用して頂くための広報の充実を図り、地域の実情に応じた地震や水災に対し、実効性ある防災訓練を行うこと。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119 をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。
3. 消防団員の確保にあたっては「消防団 100 人委員会 U-35」を積極的に活用し、若者や女性の入団促進に取り組むこと
4. 新消防指令システム整備に伴い、タブレット端末等を配備するにあたってはスマートフォン等の翻訳機能を踏まえた上で、救急活動現場で迅速かつ的確に活用できるよう配備すること。また市民への救急医療の情報提供や啓発に取り組むこと。

行政運営・財政改革

5. 子育て支援を全庁的に進めるために、中核となる組織など戦略的に整備を進めること。
6. 「行政経営の大綱」を踏まえ策定された実施計画については、参加と協働による市政の推進と持続可能な行財政の確立を目指し、着実に推進すること。同時に、毎年度その推進状況を総括し市民へ報告すること。
7. 公会計制度改革を積極的に進め、京都市財政の見える化と財政のムダ削減を進めること。特に新たな公会計制度を活用できる人材の育成に努めること。
8. 各局がより主体的かつ効果的な予算執行を行うために、局別決算総括を実施すること。
9. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。また、外郭団体のコンプライアンス指針及び点検協議の場を作り、オール京都市でのコンプライアンス推進体制を構築すること。

10. 「はばたけ未来へ！京プラン」を踏まえ策定された個別の実施計画及び各種分野別計画について各局が毎年の取り組みを総括しながら着実に推進するよう進めること。
11. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定に努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ！京プラン」の重点戦略評価に活用し、次の政策へ反映させるよう努めること。
12. 下京区西部エリアの活性化については、有識者や地域の声を十分に反映した将来構想を早急に策定し、取り組みの具現化を進めること。
13. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって次期「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」を着実に推進すること。

産業・観光

14. 「京都市新価値創造ビジョン」を強力に推進し、ナノテクノロジーによる環境技術エネルギーやバイオテクノロジーによる健康・医療産業政策、そして、コンテンツ産業政策を推進すること。また、京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、ビジョンの検証を進め、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。
15. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。また、中小企業の成長に成長や京都経済の活性化、雇用創出に対する目標を定めたプランの策定を検討すること。
16. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成に取り組むこと。
17. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワークライフバランスの視点を重視した雇用施策を進めること。
18. 「未来・京都観光振興計画 2010+5」を見直す新たな計画では、観光における量とともに質への更なる充実を図り、京都経済活性化へつながる計画とすること。また、2020年東京オリンピックを見据えた文化首都・京都への観光客振興施策を盛り込むこと。

環境・エネルギー

19. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつも、新たに策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
20. 京都市循環型社会推進基本計画に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の促進を図ること。また、新たに制定した「容器包装材の削減に関する条例」については、より実効性ある取り組みとなるよう推進を図ること。
21. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める雑がみリサイクルについては、全市展開の推進のなかで、より一層の広報周知で取組の強化を図ること。
22. 「ごみ半減プラン」（32年度：39万トン）に向けて、家庭系ごみの減量については、有料指定袋の使用実態の検討も含めて、ごみ減量家計簿（仮称）など市民、家庭の取り組みが評価できるプログラムを開発して取り組むこと。
23. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、世界最先端の環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。

文化芸術・市民生活

24. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。
25. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、京都府や大学、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発や商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うとともに、小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。各局の事業を統括するポストとして自転車政策監の新設と機構の再編を検討すること。

26. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物を使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取り組みを強化すること。
27. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解して頂けるよう啓発活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
28. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」に基づく市民スポーツ振興計画を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。

福祉・子育て・教育

29. 平成 26 年度内に開設予定の「動物愛ランド・京都」については市民に愛される、ぬくもりを感じることができる建物とすること。また、命の大切さや人と動物の正しい関わり方を学べる場としていくために、ボランティアスタッフの養成など動物愛護事業を円滑かつ効率的に推進できる体制を整備すること。
30. 第 5 期京都市民長寿すこやかプランに掲げる施策・事業を着実に推進し、「京都市版地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ること。
31. 地域包括支援センター運営委託事業については、「京都市版地域包括ケアシステム」の推進を進めるため、福祉事務所が地域のネットワーク構築に向けた支援を一体となって取り組むこと。
32. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障がい者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大など強化を図ること。
33. 乳がん・子宮頸がん・大腸がんの無料クーポン券による検診については継続事業となるよう国に強く求めること。また、胃がん対策として有効な胃がんリスク検診（ABC 検診）を積極的に推進すること。

34. 児童虐待対策については、児童相談所・第2児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 第2児童福祉センターの開設に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルスに力を入れること。
35. 「チャイルドファースト」社会の構築に向けて、「京都市子ども・子育て会議」を中心に更なる子育て支援の充実に努めること。子育てに関するニーズ調査を踏まえ、必要なサービス量を把握するとともに、潜在的なニーズについても把握し、次期プランに反映すること。
36. 若年性認知症対策については、長寿すこやかセンターの相談体制の更なる充実に努めるとともに、地域全体で認知症の方やその家族を支える取り組みを進めること。
37. 「身体障害リハビリテーションセンター」については、高次脳機能障害の専門の相談体制の充実に努め、地域リハビリテーションの推進拠点としての体制の構築に努めること。
38. 「在り方検討専門分科会」から答申された敬老乗車証制度については市民意見十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。
39. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育を推進すること。
40. 学校施設の耐震化については、耐震化対策未実施校の耐震化を早期に進め、防災機能強化を図るとともに、天井や壁、照明器具などの非構造部材の耐震化を着実に推進すること。あわせて、体育館のリニューアルについても着実に進めること。
41. 通学路の安全確保に向けた取り組みについては、学校周辺における安全対策や歩道整備などの道路改良に取り組むとともに、引き続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて取り組むこと。

42. いじめ根絶に向けた取組については、国で定めた「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定と学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること。
43. 「がん対策推進基本計画」等、国の動向を踏まえ、がんに関する正しい理解を深め、将来的ながん検診につながる健康教育を進めること。あわせて、京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へのがん教育出前講座を積極的に行うこと。

まちづくり

44. 新景観政策の推進にあたっては、京都のまちの将来像が市民に十分に理解されるよう努めること。特に高さ規制や屋外広告物規制などの具体的な取り組みは、市民と協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し進めること。同時に、屋外広告物違反指導上の課題については集約・整理し対策を協議のうえ市民に理解を得られるよう努めること。
45. 「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例（仮称）」に基づき、具体的施策を講じ、実効性ある取組を行うこと。
46. 今後の京都市活性化において重要な事業である南部高度集積地区（らくなん進都）については、京都成長産業創造センターの開所を契機に、「企業立地促進助成制度」「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。
47. 京都駅南口駅前広場整備に際しては、待機発着する観光バスのショットガン化による交通マネジメントシステムの導入が期待されており、早急を実施すること。
48. 「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。
49. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。
50. 台風 18 号による小栗栖排水機場における浸水被害について第三者委員会の検証結果を踏まえ、再発防止の観点から全排水機場の管理運営体制について検討を行うこと。

51. 今後、増大するインフラの維持管理について、市民要望を的確に反映できるよう土木事務所ごとの HP の開設や市民共汗型の土木事務所サポーター制度（仮称）の創設を検討すること。

交通・水道

52. 経営健全化計画推進のための「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、地下鉄 1 日 5 万人増客目標の達成に向け、全庁一体となった取り組みを強化すること。
- ① 『『歩くまち・京都』総合交通戦略』で目指している、マイカーから公共交通機関への転換を強力に推進すること。
 - ② 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略の実施に取り組むこと。
 - ③ 「京プラン実施計画」重点戦略に掲げる「個性と活力あふれるまちづくり戦略」のリーディングプロジェクトを確実に推進すること。
53. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督に取り組むこと。
54. 26 年度実施の「市バス新運転計画」のあたっては 5 年間で 1 万人の乗客増の目標にむけて、あらゆる媒体を通し市民や観光客へ広く周知徹底を図ると共に、市民サービスの更なる向上に努めること。
55. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性向上のため、市バスへの IC カード利用の導入を早期に図ること。
56. 経営健全化計画最終年度の平成 30 年度までに、駅ナカビジネス年間 10 億円の収入を達成すること。そのために、「Kotochika（コトチカ）京都」（南北通路）や「Kotochika（コトチカ）御池」、の店舗拡充に努めること。
57. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期 5 年経営計画を着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行う際には市民の声を結果にフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。

58. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。併せて局内の経費節減に従来以上に取り組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。

59. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する安全対策も含め高度浄水処理に取り組むこと。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつも、新たに策定する「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
2. エネルギー自立にむけた京都版 CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）導入を検討し、地域特性を活かした創エネ、省エネシステムを創り出していくこと。
3. 地域の経済と社会の活性化に繋がる、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、「京都市モデル・エネ学区」の実施に取り組むこと。
4. 「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の採用メリットを活かし、より多くの中小事業者や特に地域・市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに地域に根ざした取り組みの推進を図り、排出削減を促進すること。
5. 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引続き幼児時期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿の更なる普及促進を図ること。また、ライフスタイルの転換や「エコ学区事業」等を通じて、家庭の取り組みから地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の推進を図ること。
6. 自然エネルギーや再生可能エネルギーの研究・誘致・普及促進など、京都市におけるエネルギー政策を積極的に推進し、原発に依存しない京都市スマートシティー社会の実現を目指すこと。そのためにもメガソーラーの設置促進、屋根貸し制度など公共施設の有効利用など全庁あげて取り組むこと。
7. 住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。
8. 電気自動車については充電設備などの基盤整備を図るとともに蓄電池としての電気自動車の利用メリットなど積極的にPRし、普及に向け取り組むこと。

重点項目

9. 「京都市循環型社会推進基本計画」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の促進を図ること。また、新たに制定する「容器包装材の削減に関する条例」については、より実効性ある取り組みとなるよう推進を図ること。

重点項目

10. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める雑がみリサイクルについては、全市展開の推進のなかで、より一層の広報周知で取組の強化を図ること。
11. 有料指定袋制による財源の使途については、広く市民への周知を図り、「見える化」を徹底し、説明責任を果たすこと。

重点項目

12. 「ごみ半減プラン」（32年度：39万トン）に向けて、家庭系ごみの減量については、有料指定袋の使用実態の検討も含めて、ごみ減量家計簿（仮称）など市民、家庭の取り組みが評価できるプログラムを開発して取り組むこと。
13. 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。併せてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。

重点項目

14. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、世界最先端の環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。
15. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン（仮称）」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮した生物多様性の保全に向けた取り組みを関係組織と連携しながら進めていくこと。
16. 「バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取り組みを推進すること。

17. 生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトを本格的に拡充し、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。
18. 犬猫のふん尿に関する被害の対策を推進し、全庁体制の取り組みを本格的に開始するとともに、マナー向上を目指した「ふん害対策条例」を早期に策定すること。

行財政局

重点項目

19. 台風 18 号による大雨洪水被害を踏まえ、従来地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。特に災害時の情報リテラシーについて対策を充実すること。また、全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。
20. 「京都市観光地避難誘導指針」ならびに「京都市観光地避難誘導マニュアル」に基づき、災害時における日本人・外国人観光客に対する避難対策を着実に推進すること。
21. 災害時における避難所拠点の強化の一環として、災害備蓄については、身近な避難所となる小学校を中心に体制の見直しを図ること。
22. 防災・減災対策にも資する、橋梁、道路、上下水道などの社会資本の老朽化更新やアセットマネジメント手法を用いた維持管理を全局横断的に進めること。
23. 危機管理室については、台風 18 号被害における課題をふまえて、全庁の連携・調整機能を一層強化し、防災・減災対策を強力に推進する中核の組織としての体制を整えること。
24. 現行の業務継続計画に加え、水害時に対応した業務継続計画を策定すること。あわせて、局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。

重点項目

25. 子育て支援を全庁的に進めるために、中核となる組織など戦略的に整備を進めること。

重点項目

26. 「行政経営の大綱」を踏まえ策定された実施計画については、参加と協働による市政の推進と持続可能な行財政の確立を目指し、着実に推進すること。同時に、毎年度その推進状況を総括し市民へ報告すること。

重点項目

27. 公会計制度改革を積極的に進め、京都市財政の見える化と財政のムダ削減を進めること。特に新たな公会計制度を活用できる人材の育成に努めること。

重点項目

28. 各局がより主体的かつ効果的な予算執行を行うために、局別決算総括を実施すること。
29. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！京プラン」の実施計画を踏まえ、今後活用可能な資産を適正に調査・検証した上で、基本方針を策定し、売却のみでなく効果的な活用となるよう取り組むこと。
30. 事務事業評価制度については、事務事業の特性や予算編成システムの進化を踏まえ、市民がわかりやすい公開情報となるように努めること。
31. 市政活性化のため「京都市職員力・組織力向上プラン」を強力に推進することにより、地域主権の時代に対応できる新たな人材育成に全力で取り組むとともに、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。また、係長認定試験制度の見直しや女性管理職の登用及び人事考課制度の導入等、更なる人材活性化のための制度改革に取り組むこと。

重点項目

32. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。また、外郭団体のコンプライアンス指針及び点検協議の場を作り、オール京都市でのコンプライアンス推進体制を構築すること。
33. 全ての外郭団体について、その在り方を根本的に検討し、一層の改革を進めること。
34. 指定管理者制度の運用にあっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、住民サービスの向上と京都市財政に資するような視点を持ち選定するよう努めること。
35. 「京都市補助金適正化条例」の運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図るとともに、公平性及び透明性の確保に資するよう検証に基づき厳格に行うとともに、市民に対しわかりやすい情報公開に努めること。
36. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」をもとにした基本構想・基本計画を踏まえ、市会と連携しながら着実に推進すること。

総合企画局

重点項目

37. 「はばたけ未来へ！京プラン」を踏まえ策定された個別の実実施計画及び各種分野別計画について各局が毎年の取り組みを総括しながら着実に推進するよう進めること。

重点項目

38. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定に努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ！京プラン」の重点戦略評価に活用し、次の政策へ反映させるよう努めること。
39. 「京都市未来まちづくり 100 人委員会」については、引き続き市民の広範な意見やアイデアを政策に活かせる市民参加と協働の取組となるよう、第 1 期から第 4 期までの成果と課題を検証しながら一層推進すること。
40. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、京都市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。
41. 京都らしい文化・観光拠点として京都活性化に資する「京都岡崎」の実現をめざす「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に強力に推進すること。

重点項目

42. 下京区西部エリアの活性化については、有識者や地域の声を十分に反映した将来構想を早急に策定し、取り組みの具現化を進めること。
43. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、地域の活性化と京都市全体の活性化の観点から、十分な議論を踏まえた上で、取り組みを進めること。
44. 京北地域をはじめ中山間地域の活性化について、引き続き積極的に推進すること。
45. 山ノ内浄水場への大学建設計画については、景観政策や地区計画等のまちづくり政策に対する地域住民の理解のもとに、真に地域活性化事業となるよう努めること。

46. 「大学コンソーシアム・京都」と連携した京都から海外への留学生増大事業を着実に推進すること。
47. 京都留学生1万人達成に向けて、「京都市国際化推進プラン」の見直しに合わせ、推進施策を改めて検討し取り組むこと。

重点項目

48. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって次期「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」を着実に推進すること。
49. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用やスマートフォン対応の京都アプリの作成、Facebook等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。
50. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するための電子自治体（ICTガバナンス）の実現に努めるとともに、自治体クラウドの導入について研究し、その可能性について検討すること。

文化市民局

重点項目

51. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。
52. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、練習会場を含め市民の文化芸術活動の場を確保するため学校跡地、空き教室なども有効に活用できるよう検討すること。併せて幅広い市民が日常的に文化芸術に親しめるよう取り組むこと。
53. 2020年東京五輪と軌を一にして京都で文化芸術の祭典を挙げる計画を府市協調で推進し、世界のお客様をもてなす国家的戦略を早急に具体化すること。
54. 京都市交響楽団は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取り組むとともに、観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、併せて広報宣伝活動に積極的に取り組むこと。
55. 新たに生まれ変わるロームシアター京都（旧・京都会館）が、京都の文化芸術と都市の魅力を世界に発信し、京都市民にとって身近で使いやすくいつまでも愛される施設となるよう着実に事業進捗を図ること。
56. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設の充実と発掘調査の成果など、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。
57. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を提供するとともに多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。
58. 「市民が残したい無形文化遺産制度」については、広く市民からの意見を募り事業の継続発展を図ること。
59. 開館80周年を迎えた京都市美術館の将来構想に基づく施策の充実強化のため、市民および内外の観光旅行者からの意見を積極的に反映し、ソフト・ハード両面の充実を具体的に進めること。

60. 新「京都市動物園構想」を踏まえ、動物園が“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。
61. 地方分権への潮流を視野に入れて、区役所のあり方について検討を進めること。京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて、各区の計画への事業評価制度を導入すること。
62. NPO 法人に対する必要な支援措置を講じるとともに「京都市地域コミュニティー活性化推進計画」の主旨を活かし、各種団体との連携をいっそう強化し、地域コミュニティー活性化を積極的に推進すること。
63. 「京都市人権文化推進計画」の見直しに当たり、子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく一人ひとりが人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。
64. 25 年度末で地方消費者行政活性化基金が終了するが、国に対して安定財源が確保されるよう求めるとともに、市民サービスの低下を招くことなく消費生活総合センターの機能充実を図ること。
65. 消費生活相談センターの業務や各区役所の市民相談事業については、関係機関等と連携し、市民の多様なニーズに応えるために総点検を実施し、体制整備に着手すること。
66. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害について、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。

重点項目

67. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、京都府や大学、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。また、自転車損害賠償保険の啓発や商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うとともに、小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。各局の事業を統括するポストとして自転車政策監の新設と機構の再編を検討すること。
68. レンタサイクル事業者に対し、観光に訪れた旅行者などレンタサイクル利用者に駐輪、走行マナーなどについて啓発をするよう指導するとともに、自転車損害賠償保険加入を促進すること。

重点項目

69. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物を使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取り組みを強化すること。
70. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、観光旅行者に向けての周知広報に取組、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。併せて分煙対策についてももしっかり取り組むこと。

重点項目

71. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解して頂けるよう啓発活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
72. DV 被害者支援の中核施設である「京都市 DV 相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むこと。また、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV 被害者への支援を行うこと。さらに、近年多発するストーカー被害への対策について総合的に取り組むこと。
73. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心に NPO 等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取り組むこと。
74. 「ひきこもり地域支援センター」の運営を充実強化し、若者世代と同時に 40 歳以上の世代の方々やご家族に対してきめ細やかな支援に努めること。

重点項目

75. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。

76. 生涯スポーツの世界大会「ワールドマスターズゲームズ」の成功に向け、市民への広報周知に努めること。「スポしよ！キャンペーン」の実施や、「京都市民スポーツサミット」開催等の新規事業の立ち上げを検討すること。

77. 京都マラソンを定着発展するべく、安全面の確保や交通面等の課題の解決に取り組み、オール京都の協力を得て創意工夫を重ね、市民に愛され親しまれる事業にすること。

産業観光局

重点項目

78. 「京都市新価値創造ビジョン」を強力に推進し、ナノテクノロジーによる環境技術エネルギーやバイオテクノロジーによる健康・医療産業政策、そして、コンテンツ産業政策を推進すること。また、京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、ビジョンの検証を進め、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。

重点項目

79. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。また、中小企業の成長や京都経済の活性化、雇用創出に対する目標を定めたプランの策定を検討すること。

重点項目

80. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成に取り組むこと。

重点項目

81. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワークライフバランスの視点を重視した雇用施策を進めること。
82. 中小企業金融支援について、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり、手続きを簡素化やより実態に沿った制度への見直しなど使いやすい制度として深化させるよう検討すること。また利用者のニーズに対応した総合的な経営支援を行うこと。
83. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況のなか「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、伝統産業発展の新たな分野について「知恵産業融合センター事業」「京もの国内市場開拓事業」、「京もの海外市場開拓事業」等を着実に実行し、関連業界とも連携を図り伝統産業の活性化に対し、積極的に取り組むこと。

84. 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」の推進に取り組むとともに、「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、より商店街の実態に則した振興策を講ずること。また、学術機関とも連携しながらソーシャルビジネスなどの新たな振興策を検討すること。
85. 買い物弱者支援モデル事業の実態を踏まえ、事業者とも連携しながら、買い物弱者支援ができるような仕組みづくりに取り組むこと。

重点項目

86. 「未来・京都観光振興計画 2010+5」を見直す新たな計画では、観光における量とともに質への更なる充実を図り、京都経済活性化へつながる計画とすること。また、2020年東京オリンピックを見据えた文化首都・京都への観光客振興施策を盛り込むこと。
87. 新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、「MICE戦略」の推進により、京都観光の更なる発展に努めること。
88. 「第一市場マスタープラン」改訂版に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、下京区西部エリアの活性化に寄与する視点をもち、今後の市場の発展策を検討すること。
89. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づいた基盤整備を着実に進めること。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。
90. 「京都市農林行政基本方針」に基づき、農林業の持つ可能性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に環境モデル都市としての農林業の在り方、雇用機会の増大、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。
91. ナラ枯れについては、府との連携の下に、引き続き被害対策を進めること。
92. イノシシ・シカ・サル・クマなど、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
93. 「合併記念の森全体構想」をはじめ京北地域の特質を十分に生かし、農林業の担い手の育成や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取り組みを進めること。

保健福祉局

94. 福祉避難所については、防災危機管理室と連携し、早期に目標達成をするとともに、福祉避難所運営マニュアルを策定すること。

重点項目

95. 平成 26 年度内に開設予定の「動物愛ランド・京都」については市民に愛される、ぬくもりを感じることができる建物とすること。また、命の大切さや人と動物の正しい関わり方を学べる場としていくために、ボランティアスタッフの養成など動物愛護事業を円滑かつ効率的に推進できる体制を整備すること。
96. まち猫活動支援事業については、地域住民や獣医師会との協働により、一層の推進を図ること。ペットのふん害対策については「動物愛ランド・京都」と連携し、飼い主のマナー向上などに努めること。

重点項目

97. 第 5 期京都市民長寿すこやかプランに掲げる施策・事業を着実に推進し、「京都市版地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ること。
98. 介護サービスの向上のため、市民や介護従事者を対象にパーソンセンタードケアなど先進的な取組みを紹介するシンポジウムや研修会を積極的に開催すること。
99. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、一巡目の成果を踏まえ、地域包括支援センターと地域の関係機関との一層の連携を図り、適切な支援につなげていくこと。

重点項目

100. 地域包括支援センター運営委託事業については、「京都市版地域包括ケアシステム」の推進を進めるため、福祉事務所が地域のネットワーク構築に向けた支援を一体となって取り組むこと。
101. 京都市シルバー人材センターを中心に高齢者の再就職・社会参加の推進に努めること。特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むこと。

重点項目

102. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障がい者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大など強化を図ること。
103. 「障害者虐待防止法」施行に伴い体制整備を着実に図るとともに市民向けに広報・啓発活動を行い、障がい者の虐待防止に全力をあげること。
104. 自閉症・発達障がい児（者）の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また待機者の解消については、早期に解決が出来るよう取り組むこと。
105. 全ての人個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また、実効性ある取り組みとなるよう、本市における取り組みの進捗管理や情報交換を行っていくこと。
106. 自殺防止対策の強化を図るため、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大する等、自殺防止の啓発活動に積極的に取り組むとともに、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」を強力に推進すること。

重点項目

107. 乳がん・子宮頸がん・大腸がんの無料クーポン券による検診については継続事業となるよう国に強く求めること。また、胃がん対策として有効な胃がんリスク検診（ABC 検診）を積極的に推進すること。
108. 脊髄液減少症については、診断基準が確立したところであり、今後、関係機関・教育機関をはじめとした市民への啓発活動を図ること。
109. 口腔保健支援センターを中心に関係機関との連携を強化しながら、セルフケアが困難な障がい児（者）・要介護者をはじめ市民の口腔保健の取り組みを強化すること。
110. 「口腔保健推進行動指針歯っぴースマイル京都」の着実な推進を図り、府・市・関係機関が連携して市民の健康の増進に努めること。

- 111. 乳幼児期から少年期までの継続的なむし歯予防及びむし歯治療が行われるよう、患者負担について検討すること。
- 112. がん対策の一環として口腔がんに対する啓発についても尚一層の推進を図ること。
- 113. 生活保護受給者への自立支援の体制を充実するとともに、受給における適正な運営の確保がなされるよう対策の強化を図ること。
- 114. 高齢者虐待対策については、関係機関との連携を強化するとともに、市民への啓発活動をきめ細かく進めること。また養護者への支援の体制強化を図ること。
- 115. 「京都市成年後見支援センター」を中心に制度の利用、相談等のワンストップサービスの充実と専門家との連携のもと「市民後見人」の更なる養成と登録者の増加に努めること。
- 116. 「京都市未来こどもプラン」の着実な推進を図り、保育所・学童クラブの待機児童ゼロ達成への取り組みを強化すること。

重点項目

- 117. 児童虐待対策については、児童相談所・第 2 児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
 - ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 第 2 児童福祉センターの開設に伴い、迅速な対応と担当職員の効果的配置を実現するとともに、実務に当たる職員のスキルアップを図る等の研修やメンタルヘルズに力を入れること。
- 118. 子ども医療費支給制度については入院、通院ともに中学校 3 年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
- 119. 新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、具体的で実効性のある取り組みが行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心・安全な食材の確保に努めること。

120. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」の更なる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

121. 「チャイルドファースト」社会の構築に向けて、「京都市子ども・子育て会議」を中心に更なる子育て支援の充実に努めること。子育てに関するニーズ調査を踏まえ、必要なサービス量を把握するとともに、潜在的なニーズについても把握し、次期プランに反映すること。

重点項目

122. 若年性認知症対策については、長寿すこやかセンターの相談体制の更なる充実に努めるとともに、地域全体で認知症の方やその家族を支える取り組みを進めること。

重点項目

123. 「身体障害リハビリテーションセンター」については、高次脳機能障害の専門の相談体制の充実に努め、地域リハビリテーションの推進拠点としての体制の構築に努めること。

重点項目

124. 「在り方検討専門分科会」から答申された敬老乗車証制度については市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。

都市計画局

重点項目

125. 新景観政策の推進にあたっては、京都のまちの将来像が市民に十分に理解されるよう努めること。特に高さ規制や屋外広告物規制などの具体的な取り組みは、市民と協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し進めること。同時に、屋外広告物違反指導上の課題については集約・整理し対策を協議のうえ市民に理解を得られるよう努めること。
126. 東日本大震災を教訓に、「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備のうえ各局連携のもと、目標年度である平成27年度に向け更なる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むように制度の見直しや手続きの簡素化を更に進めるとともに、関係団体と積極的に連携し取組を推進すること。
127. 大規模盛り土造成地対策は、防災・減災を推進する国からの支援事業として他都市で活用されている。本市においても広報周知に努め、該当市民の側に立った施策を推進すること。
128. 交通混雑解消のための久世梅津北野線桂川架橋、羽東師墨染線・伏見向日町線及び向島神足線に架かる三橋の整備や、伏見区西南部地域など公共交通不便地域における高齢化社会を踏まえ地域と連携した新たな生活支援交通など市南西部の交通対策を各局連携のもと推進すること。
129. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進、充実に当り事業用地の確保、見直しを行いより拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への誘導策を充実し、更なる推進を図ること。
130. 歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」実現へ全庁あげて取り組むこと。とりわけ四条通り及び東大路通の道路交通整備にあたっては、広く関係者の要望を十分に踏まえ、スムーズに実現できるよう取り組みを進めること。同時に、すべての生活道路に至るまで、計画を立てて整備すること。
131. 四条通の歩道拡幅事業に関連し課題となっている、物流事業者の路外での荷捌きについては、物流事業者は勿論、地元商業者・ガレージ業者など関係者の意見を踏まえた対策を講じること。

132. 「交通バリアフリー法」及び「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づく重点整備地区完了に伴い今後課題となる地域、地区において、新たな全体構想に基づいた対策を、国及び交通事業者と連携を図り着実に進めること。
133. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。
134. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・促進していけるような仕組みを更に構築していくこと。
135. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の対策を図ること。
136. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進すること。また、子育て世帯枠の応募状況を更に検証し、より公営住宅の活性化を図るとともに、単身者用の戸数を拡大し、公募について毎回、年間を通して実施すること。

重点項目

137. 「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例（仮称）」に基づき、具体的施策を講じ、実効性ある取組を行うこと。
138. 密集市街地・細街路対策については、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、制度・事業を充実し、「京都市細街路対策指針」に基づき個々の細街路の状況に応じた実効性ある対策を進めること。
139. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、実態把握の上現状の課題整理と今後の具体策を早急に検討すること。
140. ごみ屋敷問題については現状の実態を早急に把握のうえ、具体的な対策を講じるため庁内体制を整備し機動的に対応すること。

重点項目

141. 今後の京都市活性化において重要な事業である南部高度集積地区（らくなん進都）については、京都市成長産業創造センターの開所を契機に、「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。

重点項目

142. 京都駅南口駅前広場整備に際しては、待機発着する観光バスのショットガン化による交通マネジメントシステムの導入が期待されており、早急に実施すること。

建設局

143. 街路照明灯の設置については、LED化など省エネ効果の高い施策をより一層推進すること。
144. 無電柱化事業については、一層の進捗を図るとともに、地上機器の地下化・コンパクト化等の新技術の開発を国及び企業者に要請すること。
145. 新たな「緑の基本計画」に基づき、進められている都市公園の整備については用地の確保や緑地の保全に努め、市民 1 人当たりの公園緑地面積及び緑被率の一層の向上を図るとともに緑視率の向上に努めること。
146. 放置自転車対策については、地域と一体となった利用マナー・ルールの啓発や放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境の整備など、「自転車総合計画」を着実に推進すること。
147. 50cc 以上のオートバイの駐車場の整備について市民、事業者、警察など関係機関などと連携を図ること。また、とくに既存の公共駐車場の自動車から自動二輪車への転用を図り、観光都市として駐車場整備に取り組むこと。

重点項目

148. 「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。
149. 通学路及び細街路を含む生活道路の安全対策については、地元の意見を尊重し、地域特性に合わせたハード・ソフトの両面から具体的な整備を継続すること。

重点項目

150. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。
151. 近年、頻発する台風や大雨、ゲリラ豪雨対策は喫緊の課題である。特に河川の浚渫、整備や堤防のかさ上げなどの浸水対策については、国、府と緊密な連携を図り市民の安心安全対策に取り組むこと。

重点項目

152. 台風 18 号による小栗栖排水機場における浸水被害について第三者委員会の検証結果を踏まえ、再発防止の観点から全排水機場の管理運営体制について検討を行うこと。

重点項目

153. 今後、増大するインフラの維持管理について、市民要望を的確に反映できるよう土木事務所ごとの HP の開設や市民共汗型の土木事務所サポーター制度（仮称）の創設を検討すること。

154. 私道整備助成制度については、受付期間が 5 月から 8 月までと期間限定であり、多くの市民要望に応えるため、基準の緩和など制度の弾力的運用を推進すること。

155. ヒートアイランド対策として、引き続き、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における遮熱排水性・透水性舗装の推進を進めること。また、石畳風保水性舗装については、施工箇所の検証などを行い推進すること。

156. 土砂災害対策として有効なフォレストベンチ工法は、環境面や経費面でも優れており、積極的に活用すること。

消 防 局

重点項目

157. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用して頂くための広報の充実を図り、地域の実情に応じた地震や水災に対し、実効性ある防災訓練を行うこと。また市民防災行動計画の恒常的な見直しを通し、web119 をはじめ災害弱者・要配慮者対策を強化すること。
158. 地域の安心・安全の担い手である消防団は、極めて重要な存在であり、消防団の活動力を一層向上させるため、消防団施設の耐震化をはじめ、より実態に合った消防団員の処遇改善に取り組むこと。

重点項目

159. 消防団員の確保にあたっては「消防団 100 人委員会 U-35」を積極的に活用し、若者や女性の入団促進に取り組むこと
160. 近年熱中症による犠牲者が増加している。高齢者や障がいのある方へのきめ細やかな共助体制を確立し、熱中症に対する広報啓発や搬送体制を充実すること。
161. 自動対外式除細動器（AED）の有効性を多くの市民に理解していただくよう説明会の開催や取扱い方法などを含めた普通救命講習を着実に推進するとともに、普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
162. 高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成や救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与）に伴う講習の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。また救急医学学会などへも積極的に参加し技術の向上を図ること。
163. 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い運用状況について把握し、未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に要配慮者世帯については保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。
164. 狭隘な道路への進入が容易で、効率的な消火及び救助活動を行なうことができる「速消小型水槽車」の運用実績を踏まえ実践的な訓練を行うこと。また消防ヘリや機動力に優れた消防バイクと連携訓練を行い、市民や観光客の安心安全につなげること。

重点項目

165. 新消防指令システム整備に伴い、タブレット端末等を配備するにあたってはスマートフォン等の翻訳機能を踏まえた上で、救急活動現場で迅速かつ的確に活用できるよう配備すること。また市民への救急医療の情報提供や啓発に取り組むこと。
166. リニューアルした「市民防災センター」において豪雨や都市型水害などの疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身につけ、市民の防災意識や行動力の向上を図ること。
167. 年々救急搬送が増加の一途をたどっている。救急搬送依頼については適正な利用がなされるよう地域医療の現状も踏まえた啓発に取り組むこと。

交 通 局

重点項目

168. 経営健全化計画推進のための「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、地下鉄 1 日 5 万人増客目標の達成に向け、全庁一体となった取り組みを強化すること。
- ① 『『歩くまち・京都』総合交通戦略』で目指している、マイカーから公共交通機関への転換を強力的に推進すること。
 - ② 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略の実施に取り組むこと。
 - ③ 「京プラン実施計画」重点戦略に掲げる「個性と活力あふれるまちづくり戦略」のリーディングプロジェクトを確実に推進すること。
169. 地下鉄事業の各経費を徹底的に抑制・削減すること。
- ① 総人件費の抑制については、業務の徹底した効率化及び委託化等を推進すること。
 - ② 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ計画的に取り組むこと。

重点項目

170. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督に取り組むこと。

重点項目

171. 26 年度からの「市バス新運転計画」実施にあたっては 5 年間で 1 万人の乗客増の目標にむけて、あらゆる媒体を通し市民や観光客へ広く周知徹底を図るとともに、市民サービスの更なる向上に努めること。
172. 地下鉄及びバス事業における広告料収入増に向け、新たな媒体の開発に力を注ぐこと。また、広告付きバス停留所の設置は今後も積極的に進め、バス待ち環境の向上に努めること。

173. バス待ち環境の改善を進めるため、狹隘歩道等のため規定ベンチが設置できない箇所については、ベンチ座面幅の狭いタイプを検討するなど、設置に向け創意工夫で積極的に取り組むこと。

重点項目

174. 市バスと地下鉄や民間交通事業者との乗り継ぎなど利便性向上のため、市バスへの IC カード利用の導入を早期に図ること。

重点項目

175. 経営健全化計画最終年度の平成 30 年度までに、駅ナカビジネス年間 10 億円の収入を達成すること。そのために、「Kotochika (コトチカ) 京都」(南北通路)や「Kotochika (コトチカ) 御池」の店舗拡充に努めること。
176. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、計画的に実行し、転落防止に努めること。
177. 「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」の推進とともに高度情報化の推進及び部門計画である「仕事と子育て両立支援プラン」についても計画の進捗を確実に図ること。

上下水道局

重点項目

178. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期5カ年経営計画を着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行う際には市民の声を結果にフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。

重点項目

179. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。併せて局内の経費節減に従来以上に取り組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。

重点項目

180. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する安全対策も含め高度浄水処理に取り組むこと。
181. 大規模な商業施設等において「膜ろ過システム」を利用した地下水利用専用水道の設置が増加している。水道局がバックアップ用として大口径の給水装置を水道管に接続しているため、市内の地下水利用専用水道の実態把握に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、今後の適正な料金負担のあり方を検討すること。
182. 上下水道施設の改築更新にあたっては、引き続き「アセットマネジメント手法」等を用いながら、経費を平準化し効率的に事業を推進すること。
183. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、処理人口普及率の着実な向上を図ること。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯水槽の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
184. 山ノ内浄水場廃止に伴う給水区域切り替えにおいて培われた経験、ノウハウ等の技術継承を確実に日々の業務の中で実行していくこと。

185. 京北地域水道の再整備事業をはじめとした特定環境保全公共下水道事業との経営統合については、着実に平成 28 年度に完了させ、京都市市域全体における安心・安全で安定した水道水の供給に努めること。
186. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストのモデル設置事業を検証し、家庭や民間事業所、観光地におけるミストの設置普及を推進していくこと。
187. 上下水道設備を有効に活用し下水熱利用やガス供給などのエネルギー・環境事業を積極的に進めること。
188. 「京の水ビジョン」推進にあたっては部門計画である「高度情報化推進計画」及び「仕事と子育て両立支援プラン」についても計画の進捗を確実に図ること。
189. 「災害時飲料水確保」にあたり、5 年間保存できる「疏水物語」を家庭・事業所で活用していけるよう区役所とも連携を強化し普及啓発を図ること。

教育委員会

重点項目

190. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育を推進すること。

重点項目

191. 学校施設の耐震化については、耐震化対策未実施校の耐震化を早期に進め、防災機能強化を図るとともに、天井や壁、照明器具などの非構造部材の耐震化を着実に推進すること。あわせて、体育館のリニューアルについても着実に進めること。
192. 老朽化している学校の設備や校舎等の整備・改修については、長寿命化も含め、予算の確保に努め、教育環境の整備を図ること。
193. 脱法ハーブなど多様化する薬物の蔓延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。
194. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実に更に努めること。また外部評価を含む学校評価制度を活用し、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。
195. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底するとともに、「総合教材ポータルサイト」などのツールを最大限に活用し、研修体制の充実を図ること。
196. 教職員が子どもたちと十分に向かい合えるため、「校内事務電算化システム」の円滑な導入を図るなど、事務軽減の支援を行うこと。あわせてメンタルヘルス等のサポート体制を強化すること。
197. 放課後まなび教室の取組の成果と課題を検証し、自学自習支援から確かな学力を身に付けていくための学習確認プログラムの導入や小・中学校における土曜学習の更なる充実に努めること。

198. 小中一貫教育推進事業については、管理職および教員の小中間の移動も含め、連携強化をさらに図ることにより、義務教育9年間の学びと育ちをより一層充実させること。
199. 発達障害をはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」をさらに拡充するとともに、教員との連携を図り、より一層きめ細かな教育を推進すること。
200. 総合支援学校高等部の就労支援については、個人のニーズに応じた進路開拓や就職後の支援に取り組むこと。
201. 子どもが読書に親しむ環境づくりについては、平成26年度以降5年間の方針を策定する「第3次京都市子ども読書活動推進計画（仮称）」を中心として、更なる読書活動の推進、環境整備の充実に努めること。
202. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験などを通し、人のつながりや絆を大切にする人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。
203. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINEなどSNSによる、児童生徒の悲惨な事件を防止するため、市民と行政が対となった情報モラルリテラシーの確立を目指す取り組みを一層推進すること。

重点項目

204. 通学路の安全確保に向けた取り組みについては、学校周辺における安全対策や歩道整備などの道路改良に取り組むとともに、引き続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて取り組むこと。

重点項目

205. いじめ根絶に向けた取組については、国で定めた「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定と学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること。
206. スクールカウンセラーの拡充やスクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネージメントシートの活用により実態把握をはかり、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」のモデル実施などにも取り組みを進めること。

重点項目

207. 「がん対策推進基本計画」等、国の動向を踏まえ、がんに関する正しい理解を深め、将来的ながん検診につながる健康教育を進めること。あわせて、京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へのがん教育出前講座を積極的に行うこと。
208. 工業高校改革にあたっては、生徒や教職員、地元地域などの意見を十分に尊重し進めること。
209. 小学校の英語教育については、ALT（外国人指導者）の人材確保をはじめ、児童が英語教育になじめる環境整備に努めること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

井 上 教 子 (下京区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

谷 口 弘 昌 (伏見区)

津 田 早 苗 (伏見区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (上京区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>
Eメール komei@lime.ocn.ne.jp